



## 高病原性鳥インフルエンザに係る 緊急消毒について

全国的に高病原性鳥インフルエンザの発生リスクが高まっていることから、千葉県告示に基づき、県内一斉に緊急消毒命令を行います。

### 【本告示の概要】

- 1 実施の目的  
緊急的な高病原性鳥インフルエンザの発生予防
- 2 実施する区域  
県内全域の鶏飼養農場(百羽以上)、及びその他の家きんを飼養している農場のうち家畜保健衛生所長(以下、「家保長」という。)が消毒を実施する必要があると認める農場  
※農場：卵、鶏等の畜産物を出荷している方  
※家きん：鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥
- 3 実施の期日  
令和6年10月15日から令和7年3月31日まで
- 4 消毒方法  
農場における消毒薬その他家保長がこれと同等と認めるものの散布

今回の緊急消毒に際し、先日の衛生だよりでお知らせした消毒薬緊急配布希望調査にご回答いただいた方に対し、消毒薬(逆性石けん)をお配りします。本消毒薬等により消毒の徹底をお願いします。

また、消毒のみでは疾病の侵入を防ぎきれないため、日頃の飼養衛生管理基準の再確認も引き続きお願いします。

### 【韓国の野鳥糞便からH5亜型高病原性鳥インフルエンザウイルス検出】

韓国でも野鳥糞便から今シーズン初となる高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されました。先日の北海道の野鳥での検出事例に続き、このことから高病原性鳥インフルエンザの侵入リスクが高まっていると考えられます。

**家きんの特定症状を念頭に健康観察を行い、異常があればすぐに家保へ通報してください！！**

★死亡率の急激な上昇(通常の上昇の2倍以上)

★鳥インフルエンザを疑うような症状

(沈うつ、鶏冠・肉垂等のチアノーゼ、5羽以上のまとまった死亡等)

千葉県南部家畜保健衛生所 TEL 04-7092-2304 FAX 04-7092-1434

※急性悪性家畜伝染病(高病原性鳥インフルエンザ等)の早期対応のため、疑わしい症状があれば速やかに連絡してください。